

現年
公共事業 令和 07 年度 備助治山事業（国土強制化）
工事設計図書

工事番号	保安林改強 第 7101-0-002 号
河川路線名等 工事名	保安林総合改良事業（7 補 H（緊）第 3 号）
工事箇所	神崎郡神河町根宇野
細かいそ名	保安林総合改良事業（国土強制化）

起工同兼工事設計計畫

本庁		県民局		管理課・業務課	
課長	副課長	係長	審査	副所長	森林専門員 構算・審査
[斜線]		[斜線]		[斜線]	

起案年月日
決定年月日
起工番号
第

公共事業令和07年度補助治山事業(国土強制化)

工事番号	保安林改強 第 7101-0-002号			工事概要		
工事費		延長		幅員		
実施(前回変更)円	今回変更円	増減額円	左岸	右岸	W =	
計 [基準適用]			左岸	右岸	L =	
請負額			森林整備		1.0 式	
工期	施工日数	日				
	施工期限	令和8年3月31日限り	年月日限			
執行方法						

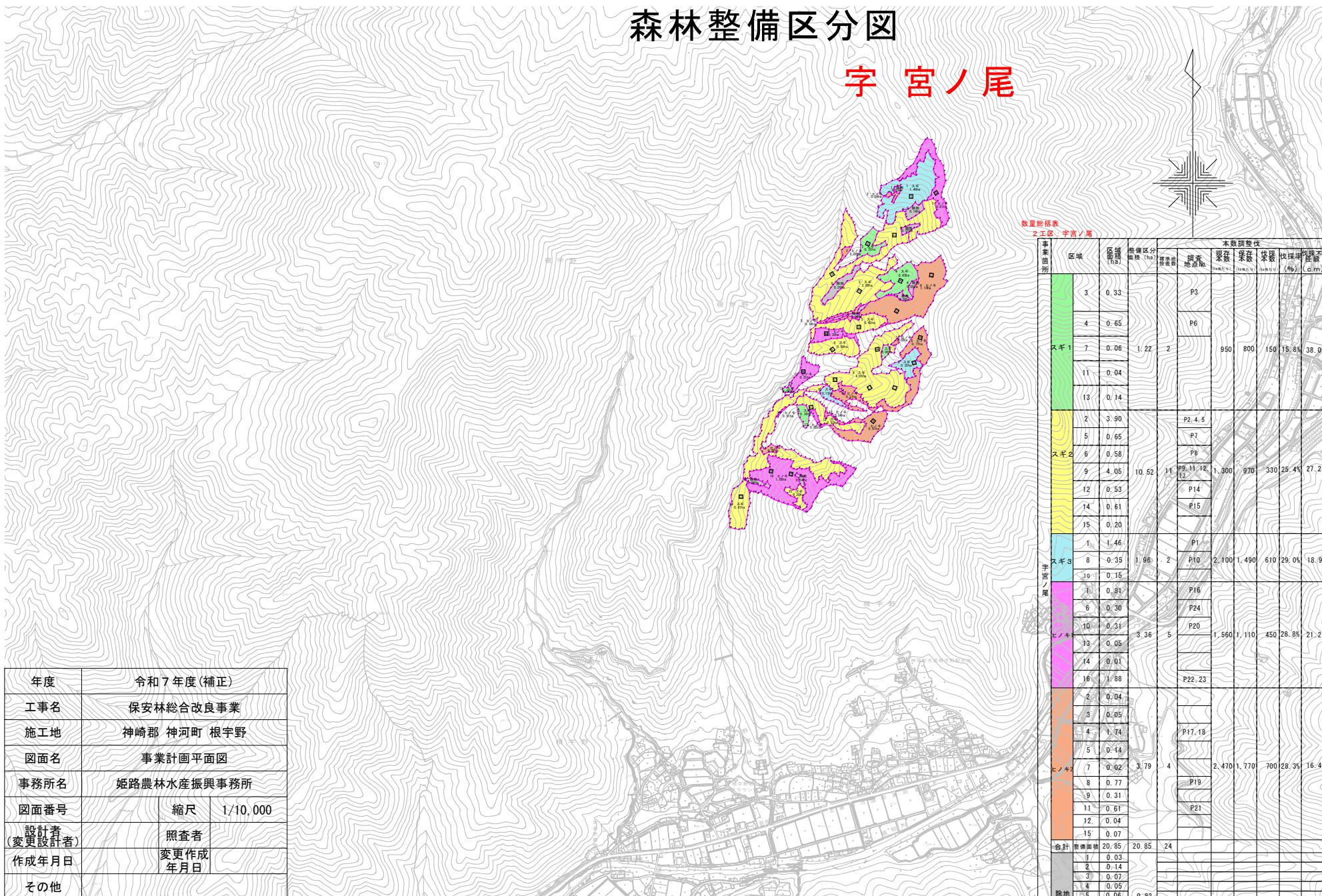
施行管理計画番号	枝番号	会計
		節
		契約方法
		契約理由

契約数量表



森林整備区分図

字 宮ノ尾

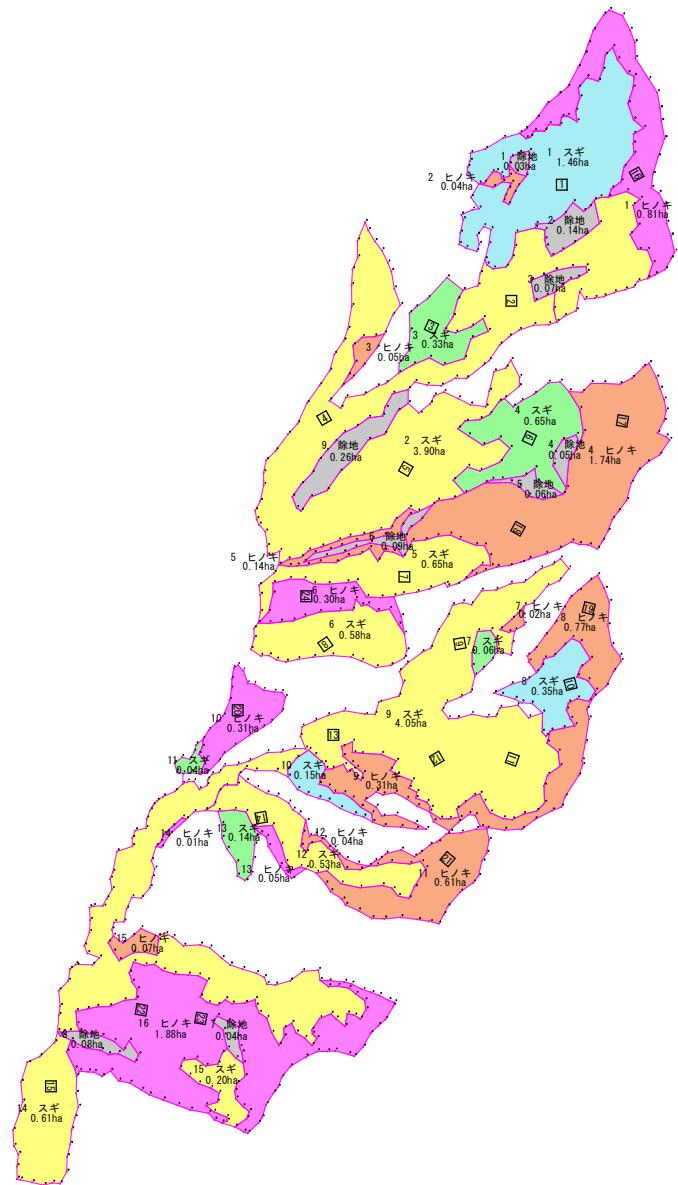


年度	令和7年度(補正)	
工事名	保安林総合改良事業	
施工地	神崎郡 神河町 根宇野	
図面名	事業計画平面図	
事務所名	姫路農林水産振興事務所	
図面番号	縮尺	1/10,000
設計者 (変更設計者)	照査者	
作成年月日	変更作成 年月日	
その他		

森林整備区分図

拡大図 縮尺1:5,000

字 宮ノ尾



森林土木工事共通仕様書

この工事は、①森林整備保全事業工事標準仕様書(林野庁長官通知)(以下、「林野仕様書」という。)、②森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)(以下、「森林土木仕様書」という。)、③土木請負工事必携(兵庫県土木部監修)(以下、「土木必携」という。)およびこの特記仕様書(以下、「特記仕様書」という。)に基づき施工・管理を行うものとする。

なお、上記①②③の仕様書については、以下の方法により入手すること。

①林野仕様書

- ・林野庁ホームページ

http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html

- ・治山林道必携(積算・施工編)下巻

(一般社団法人 日本治山治水協会・日本林道協会発行)

- ・閲覧用図書

②森林土木仕様書

- ・兵庫県農林水産部治山課ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk15/shinrindobokushiyousyo.html>

- ・閲覧用図書

③土木必携

- ・兵庫県土木部ホームページ

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd04_000000062.html

- ・土木請負工事必携(公益社団法人 兵庫県まちづくり技術センター発行)

特記仕様書

1 現地説明会の開催について

当該工事の実施にあたり現地説明会を開催することとなった場合、同席すること。また、説明会に先立ち、資料作成や現地準備等を指示された場合には対応すること。

2 工事実施に当たっての調整について

地区代表者、隣接土地所有者、漁業権者、その他関係者に工事着工前に工事計画、方法等について説明し、施工にあたっては十分な配慮及び調整を行うこと。

3 工事車両の通行について

工事車両の通行にあたっては徐行・地元車両の優先通行を徹底し、安全な通行に努めること。

4 通行の安全について

通学時間帯、通勤時間帯における工事車両の通行については、特に注意するとともに、必要に応じ関係者と協議、調整すること。

5 植生基材吹付工・客土吹付工・種子吹付工などについて

(1) 標準的な材料の規格・数量

①モルタル吹付工、コンクリート吹付工

モルタル、コンクリートの強度は、 $18N/mm^2$ 程度以上

菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9(D10) \times L=200mm \cdot 1.5$ 本/ m^2 、及び $\phi 16(D16) \times L=400mm \cdot 0.3$ 本/ m^2

②植生基材吹付工

菱形金網は、線形 2.0mm 網目 50mm、アンカーピンは $\phi 9(D10) \times L=200mm \cdot 1.5$ 本/ m^2 、及び $\phi 16(D16) \times L=400mm \cdot 0.3$ 本/ m^2

③植生マット、繊維ネット工

肥料袋付が 6 本/ m^2 程度、肥料袋無しが 3 本/ m^2 程度、アンカーピン $\phi 9(D10) \times L=200mm$ 、止め釘 $L=150mm$

(2) 植生基材吹付工・客土吹付工・種子吹付工などの種子配合について

種子の配合・播種量、肥料、生育基盤材などについては、あらかじめ配合計画書を提出し、事前に監督員と協議すること。

6 建設副産物について

受注者は、森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)第9条(建設副産物)の規定によるほか以下の各項に留意し、監督員の承諾を得るものとする。

(1) 特定建設資材廃棄物の処分

①本工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、次の積算条件を設計しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後、明らかになった事情により、予定した積算参考条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

ア 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

上表「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

イ 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	運搬距離	所在地	受入等諸条件	その他
				土木部の「建設副産物の処理ならびに受入価格」に掲載される当該施設の受入条件を遵守すること。	監督員の指示による。

上表については、積算参考条件を明示しているものであり、受入施設を指定するものではない。受注者は、県登録施設から搬出先を選定し、施工計画書に記載して監督員に提出しなければならない。なお、受注者の選定した施設が、積算参考条件と異なる場合においても設計変更は行わない。

ただし、上表の施設が工事受注後に県登録施設から登録抹消されるなど、受入困難となった場合は、設計変更を行うものとする。

この他、工事発注後に明らかになった事情により、当初想定した積算参考条件により難い場合は、監督員と協議の上、必要に応じて設計変更を行う。

②受注者は、契約締結までに建設リサイクル法第12条に基づき、必要事項を所定の書面に記載し提出すること。また、工事が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督員に報告することとする。

- ・再資源化が完了した日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。掲示様式は県HPに掲載の様式若しくは、建設副産物情報交換システムで出力される様式を使用すること。

(2) 建設資材廃棄物引渡完了報告の提出

建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡が完了した時には、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物処理引渡完了報告を監督員に提出しなければならない。

7 交通誘導員について

(1) 交通誘導員の有資格

①本工事に配置する交通誘導員は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）等に基づき、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を1名以上配置するものとする。

ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等の打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りでない。

②受注者は、交通誘導警備検定合格者の写しを監督員に提出するものとする。

(2) 交通誘導員の配置

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとして設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員	編成	昼夜別	交替要員の有無

なお、交通誘導員A、Bの定義は次のとおり。

交通誘導員A：警備業者の警備員（警備業法第2条4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員

交通誘導員B：警備業者の警備員で、交通誘導員A以外の交通の誘導に従事するもの

8 余裕期間 フレックス方式について

全体工期 施行期限 令和8年3月31日限り

（繰越承認後、令和8年7月17日）

（余裕期間 フレックス方式）

(1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と工期をあわせた全体工期を設定した工事(フレックス方式)であり、発注者が定めた全体工期内において、受注者は工期の始期日及び終期日を任意に設定できる。なお、事前審査型の一般競争入札の場合には入札参加者(事後審査型の場合には落札候補者)は、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には落札者は、契約締結までに、様式1号により、工期の始期日及び終期日を通知するものとする。

工期の始期日の前日までの余裕期間内は、主任技術者及び監理技術者を配置することを要しないほか、現場代理人は工事現場に常駐しなくてもよい。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

(2) 契約締結後において、工期の始期日の変更の必要が生じた場合には、監督員と協議の上、変更契約(工期の変更)を締結することにより、工期の始期日を変更することができる。

(3) 契約締結後において、工事内容の変更がある等、特段の事情がない場合は、受注者が契約時に設定した工期の終期日の変更は行わない。

(4) コリンズ(CORINS)に登録する技術者の従事期間は、工期(工期の始期日から終期日)とする。

(5) 受注者は、工期の始期日の前日までに、工事に従事する技術者を決定し、「工事施工計画及び下請負人等(変更)通知書」により、発注者に通知しなければならない。

9 仮設工について

安全な施工に必要な仮設資材、経費については、監督員に事前協議のうえ、変更設計の対象とする。

10 濁水処理について

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流すること。

11 工事支障木について

1 工事支障木について

現場にテープで明示した対象木について、受注者において伐採すること。

対象木はスギ・ヒノキで、本数は調査中

伐採木については、現場周辺での集積・整理を基本とするが、安全な集積・整理が困難な場合は、関係者と協議のうえ必要に応じ場外処分場へ適切に処分すること。

また、工事施工に際し、明示した対象木以外に支障木がある場合は、「支障となる理由」「立木位置」「樹種・胸高直径」を調査整理し、発注者に協議のうえ、関係地権者の了解を得てから伐採に着手すること。

当工事で伐採する支障木の伐木・造材・集材・運材・搬出は以下のとおりとする。

(1) 伐木・造材

下記によらない場合は別途監督員と協議のうえ決定すること。

- ① 伐木は、残存木を損傷しないように十分注意すること。
- ② 造材は、伐倒木の形状等を勘案し、節、曲がり、その他素材の品質に及ぼす欠点を充分精査の上、製品価値を高めるようにすること。(造材寸法表による)
- ③ 造材は、正確に測定し、樹心に直角に玉切り、挽き違いを作らないようにすること。
また、割裂等のおそれがある場合は、枕木又は支柱を施すこと。
- ④ 枝払いは、枝の付け根から幹に接して平滑に落とすこと。
- ⑤ 根張りは、材面に沿って平滑に落とすこと。

【造材寸法表】

規格	造材寸法	内容
(例) 4 m	実長 4. 1 m	末口径14cm以上の直材

※余尺は10cmとして長さをそろえること。

- ⑥ 末口14cm未満の部位(枝条を除く)、また、上記②において、製品価値を著しく落とすと判断された曲がり等の欠点部位は木質バイオマス利用等に供するものとし、造材は上記寸法表によらずとも良い。

(2) 集材・運材

集材・運材は、林地及び残存立木を損傷しないよう十分注意すること。

(3) 搬出

用材の搬出先は監督員と協議し、その指示に従うこと。(1)⑥に記載するものについても同様とする。

(4) 枝葉等の枝条の処理

造材作業に伴い発生した枝葉等は工事に支障の無い安定した場所に集積することとするが、それによらない場合は別途監督員と協議し、その指示に従うこと。

(5) その他

その他定めのない事項については、監督員と協議のうえ決定すること。

2 工事支障木の伐採経費について

当工事に要した支障木の伐採搬出に係る費用は、下記様式により作成した見積書を元に発注者と協議して定めること。

名 称	仕 様	数 量	単 位	金 額	人 工 数	備 考
伐 採 費	伐倒	1	式			
	玉切り	1	式			
	枝払い等	1	式			
集 積 費	幹	1	式			
積 込 費	幹	1	式			
小 計						
有価木による収益			m ³	△		
合 計						

※見積書作成にあたっての留意事項

- (1) 下記の費用が必要な場合は別途工事で積算するので、見積りに含めないこと。
 - 1) 伐採木の場外への運搬に要する費用
 - 2) 伐採作業に必要となる交通規制等に要する費用
 - 3) 枝葉及び根株の仮置き場や処理場への運搬費・除去処理に要する費用
- (2) 伐採費には枝葉等の現場内の片づけ費用を含んで記載すること。
- (3) 伐採・集積・積込に機械を使用する場合は、機械の名称・規格を備考欄に記載すること。
- (4) 運搬・処理費について、「空 m³(空隙を考慮した容積)」又は「t」により積算する。
- (5) 伐採した立木のうち用材、チップ材、パルプ材など再利用ができる有価木については、売却を前提に見積もること。
- (6) 再利用が見込める有価木については、再利用による収益を明示すること。また、備考欄に有価木の用途(用材、パルプ材等)及び搬出先を記載すること。
- (7) 上表の「有価木による収益」に対する数量は、材積による数量「m³」とすること。
- (8) 伐採木は、幹は枝葉を切り落とし、余尺を10cm確保して切断すること。
- (9) 場外に索道を使用して搬出することが想定される場合は、場外への搬出は行わず、現場内で安全に残置する経費を記載することを原則とするが、現地状況等から安全に残置することが出来ない場合は、事前に発注者と協議し、見積内容を定めてから見積もること。
- (10) 見積金額に諸経費、消費税を含めない。
受注者は、発注者が見積書の内容確認のために資料を求めた場合、速やかに提出しなければならない。

12 工事区域で発生の根株について

工事区域で発生の根株については、下流に流出しないよう可能な限り残置すること。
なお、工事区域内等で根株を安全に残置できない場合には、予め監督員に協議すること。

13 構造物の基礎地盤について

治山ダム工及び土留工の床堀の結果、基礎地盤が土砂の場合は、平板載荷試験もしくは簡易支持力測定器等を用いた地盤支持力の測定を実施すること。

なお、測定方法及び位置、点数等は、監督員と協議のうえ測定を実施すること

(簡易支持力測定器の例)

・キャスボル NETIS KK-980055-V(粘性土)

・エレフット NETIS SK-070010-V(礫質土)

14 雨量計の設置について

工事期間中は、雨量計を設置すること。

なお、「工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用」は、共通仮設費率に含まれるため、雨量計は変更設計の対象とはしない。

15 監理技術者について

*削除

16 施工体制台帳について

森林土木工事共通仕様書(兵庫県農林水産部治山課)第12条に規定する「施工体制台帳及び施工体系図の監督員に提出」には、別紙様式を添付して監督員に提出しなければならない。

17 その他

- (1) 当該工事の実施にあたり疑義等が生じた場合は、その都度発注者と対応を協議すること。
- (2) 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。
- (3) 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引渡し場所等。
- (4) 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡し場所、引渡し期間等。
- (5) 国、市町、関係機関等との近接協議にかかる条件等その内容。
- (6) 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。
- (7) 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。
- (8) 特許権などの使用について

工事材料、施工方法などについて共通仕様書に定める施工計画書及び使用材料承認願を提出するにあたり、あらかじめ契約書第8条に定める特許権等について該当の有無を調査すること。

- (9) 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。

- (10) 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

- (11) 以上、(1)から(10)の項目に該当がある場合は、監督員と協議しなければならない。

積算參考資料

本工事の積算で設定した見積単価及び特別調査単価を以下に示す。

注)本積算参考資料は、あくまで発注者が予定価格を算出する際に積算条件を参考までに示した資料であり、何ら契約上の拘束力を生じるものではない。

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

契約担当者
兵庫県中播磨県民センター長 様

住所
商号又は名称
氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工事名	
工事場所	
契約予定年月日	令和 年 月 日
工期の始期日	令和 年 月 日
工 期	工期の始期日から 令和 年 月 日まで(日間)

※一般競争入札の場合には、資格確認資料提出日に、指名競争入札の場合には、契約締結までに提出すること。

※契約書には、本通知書により通知した工期(工期の始期日及び終期日)を記載する。

工事履行報告書

工事名							
工 期	～						
日 付	(月分)						
月 別	予定工 程 % ()内は工 程 変更後	実施工 程 %	休日数 ^{※1}				週休 2 日 達成状況 達 成 (○)、未 達成 (×) 備考
			対象数 (A)	土日休日数 (B)	平日休日数 (C) ^{※2}	休日計 (D) ^{※3} =B+C	
計			ΣA			ΣD	
(休日取得率)			$\Sigma D / \Sigma A = ○○\%$				
	(記事欄)						

※1 休日数は、現場稼働中〔工事着手（現場測量等）前、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕の原則土曜日曜の日数とする。悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、月単位または通期の週休 2 日が認められる状態になるよう振り替えること。週の定義は月曜日から日曜日までとする。

※2 (C)は土曜・日曜の振り替え日数を計上することとする。

※3 (D)の日数は、(D) \leq (A)となる。

総括 監督員	主任 監督員	現場 技術員	現場 代理人	主任 (監理) 技術者